

リストアップの基準（就労支援事業所編）

状況

陽性者と手の触れることのできる距離（約1m以内）で、必要な感染予防策なし（お互いにマスクなし、又は陽性者がマスク着用なし、マスクを正しく着用できていない状態）で15分以上の接触があった状態。

+

リストアップの基準

会話



飲食



喫煙



換気の悪い室内で空間を共有



休憩室で寝具を共有

車に同乗

上記状況下で、陽性者と左記の接触が1つでもあった方をリストアップ